

今後の秋田県における地球温暖化対策の方向について

環境エネルギー推進課

1. 秋田県地球温暖化対策総合推進懇談会における検討

県の地球温暖化対策計画である「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間が平成 22 年度までであり、来年度に計画を見直す必要があることから、平成 21 年 6 月以降、学識経験者らから構成される「秋田県地球温暖化対策総合推進懇談会（座長：菅原拓男秋田大学名誉教授）」において、秋田県における今後の温暖化対策について検討を行った。

平成 22 年 1 月に開催された第 4 回会合において、これまでの検討を踏まえ、「今後の秋田県における温暖化対策の方向について」（以下、「今後の温暖化対策の方向」という）が取りまとめられた。

秋田県地球温暖化対策総合推進懇談会における検討経緯

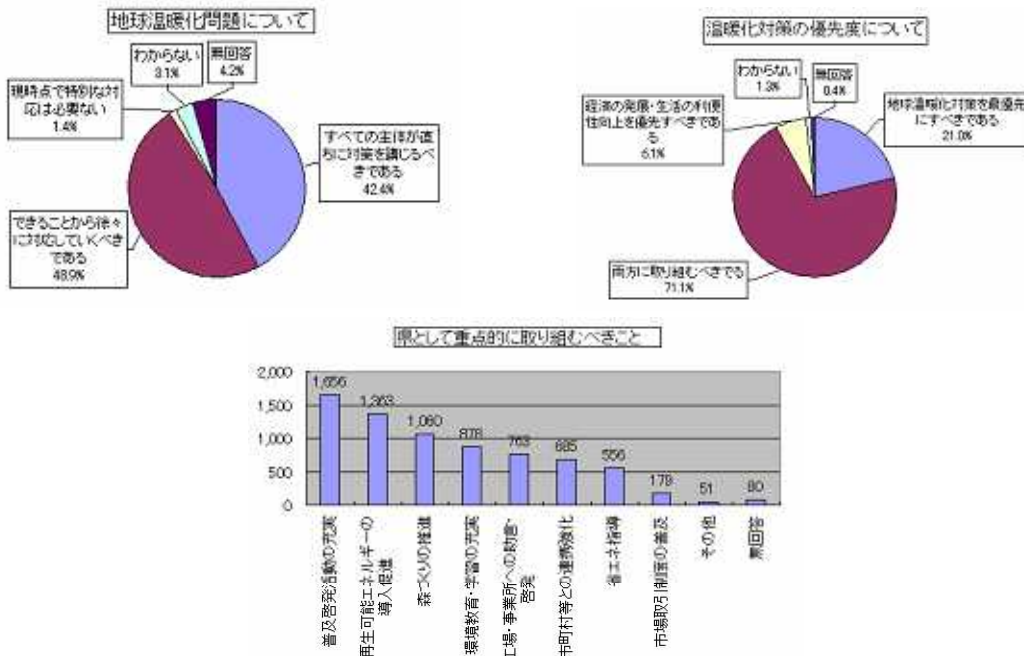
- 第 1 回 平成 21 年 6 月 1 日
議題： 地球温暖化の現状及び対策、 秋田県における地球温暖化対策の課題と方向
- 第 2 回 平成 21 年 8 月 21 日
議題： 前回の意見、 県民意識調査、 各委員からの提案
- 第 3 回 平成 21 年 10 月 16 日
議題： これまでの意見、 地球温暖化防止の先進的な取組事例
- 第 4 回 平成 22 年 1 月 14 日
議題： これまでの意見、 秋田県における今後の温暖化対策の方向について

2. 「今後の温暖化対策の方向」の内容

(1) 基本的な考え方

県民意識調査

- ・平成 21 年 7 月に実施した県民意識調査では、県民は、温暖化対策の重要性を十分認識している一方で、家計や生活の利便性にも十分配慮して、実行可能な内容を段階的に実施していくことを期待していると推察。
- ・県の対策としては、普及啓発活動の充実、再生可能エネルギー導入の促進、森林吸収源としての森づくりの推進、に対する要望が高い。



秋田県の役割

- ・ 県は、秋田県の地域特性を踏まえた温暖化対策を、効果や費用を示しながら段階的・具体的に提示しつつ、明るいイメージが想像できるよう内容を工夫して取り組むべき。
- ・ また、県は、県民運動を推進していく態勢整備に努めるとともに、諸施策を推進していくための基礎的なデータ提供を行っていくべき。

(2) 部門別の温暖化対策について

- ・ 民生家庭については、節電・節水の普及、高性能機器への切り替え、住宅の断熱性向上、太陽光発電パネルの導入などを進めていくほか、家庭の取組を促していくために地域単位の活動を活性化させていくことが大切である。
- ・ 民生業務については、オフィスや工場の省エネ促進が重要であり、関係団体と一体となって組織的に取り組むべき。
- ・ 自動車・運輸部門については、エコドライブの定着を促していくとともに、公共交通機関の利用等に努めるべき。

(3) 部門を越えた温暖化対策について

- ・ 部門を横断する視点で取り組むべき対策として、再生可能エネルギーの普及、カーボン・オフセット等の普及、森林の保全を通じた温暖化対策の推進、環境活動を通じた地域活性化、環境教育の推進、温暖化の影響の把握、を推進すべき。

(4) 対策の具体化に向けて

- ・ 県は、本取りまとめ等を踏まえ、新たな温暖化対策計画を策定すべき
- ・ 「地球温暖化対策条例」については、温暖化対策に関する県及び県民の責務を明らかにしていくため、早期に条例化を図っていくべき。なお、条例化に際しては、国内外の動向や他の道府県での施行状況などを十分精査して検討していくべき。

3. 今後の対応について

(1) 秋田県地球温暖化対策実行計画の策定

- ・ 県の温暖化対策計画については、平成 22 年度に有識者や温暖化防止活動関係者らが参加した協議会を設置し、平成 23 年度以降の計画（「秋田県地球温暖化対策実行計画」）を来年 3 月までに策定する。
- ・ 計画策定に際しては、「実行可能な内容を段階的に取り組んでいきたい」との県民意識や、「楽しみながら気軽に参加できるような工夫をしてほしい」等の委員意見を十分踏まえて策定する。

(2) 地球温暖化対策条例の検討

- ・ いわゆる「地球温暖化対策条例」は、13 の道府県で制定（平成 22 年 2 月現在）。
- ・ 「今後の温暖化対策の方向」においては、「温暖化対策に関する県及び県民の責務を明らかにしていくため、早期に条例化を図っていくべき」としており、これを踏まえ、今後、条例化に向けた検討を行っていくこととする。
- ・ 具体的には、環境審議会に新たに地球温暖化対策部会を設置して検討を行うこととしたい。なお、検討スケジュールは、地球温暖化対策部会での審議を踏まえ調整する。

< 参考：他道府県の「地球温暖化防止条例」について >

他の道府県条例は、おおむね以下のような構成となっている。

- ・ 県・事業者・県民等の責務の明確化
- ・ 県による温室効果ガス削減計画の策定（削減目標は計画に記載）
- ・ 温室効果ガス排出量が一定以上の事業者による削減計画書の策定と報告
- ・ 地域に則した対策の推進（再生可能エネルギーの導入、森づくり推進等）